かわさき市民オンプズマン 会 報 第58号 陽月発行 2007年4月2日

主張 談合と癒着の体質を絶とう 事務局長 川口洋一 2

政務調査費改革の方向 佐々木玲吉 4 県議政調費 領収書公表せず(朝日新聞2007.1.11)5 横浜市議会 政調費改革を先送り(朝日新聞2007.1.19)6 政調費 5万円以上領収書(朝日新聞2007.1.25)6 都議会政調費透明化先送り(朝日新聞2007.3.9)6

市議選立候補予定者に対する公開アンケート集計結果 川口洋一 7 疑惑の王禅寺の土地

― 「市が再取得した土地開発公社の土地」の情報公開― 江口武正 8 資料

損失補償問題の是正を求める申し入れに対する回答について 10編集部のコメント 11

干字路

トルコ紀行 その8 シデ (スィデ) からコンヤへ 望月文雄 12 役得の余生 望月文雄 13

かわさき市民オンブズマン総会のご案内 14

会計報告 15

編集後記

第11回総会 大山街道ふるさと館で 5月12日(土)開催

この2月に平成18年度の包括外部監査報告書が監査人の守屋俊晴公認会計士から市に提出された。18年度の監査対象には、経済局と健康福祉局が取り上げられた。経済局に関しては、経済局本体と特別会計の「競輪事業」と「中央卸売市場事業」そして出資法人の「財団法人川崎市産業振興財団」「川崎地下街株式会社」「川崎冷蔵株式会社」が監査対象とされた。健康福祉局では「生活保護事業」が監査対象とされた。

監査項目は多岐にわたっているが、その中から業務委託の入札について注目してみる。 業務委託の入札については、経済局の「緑化センター」と「フルーツパーク」の農場作業 管理業務委託そして「中央卸売市場北部市場」 の設備保守管理業務、保安警備業務、植栽地 管理業務さらに「競輪事業の一部委託」と 「川崎市産業振興会館」「新産業創造センター」 のビル管理業務について検討を行っている。

1.「緑化センター」「フルーツパーク」と「中央卸売市場北部市場」

「緑化センター」「フルーツパーク」と「中 央卸売市場北部市場」の委託事業については 一部の新聞で報道されたが、報告書に記載さ れた表を見ながら少し詳しく見ていきたい。

これらの事業の業務委託は、指名競争入札によって業者の選定が行われているが、落札結果はそれぞれの事業について特定の一社に限定されている。その一社を除いた多くの業者が予定価格以上の札を入れているので、落札率(=落札価格/予定価格)は99%~100%で、例外的に95%台がある。

さすがに外部監査人もこの談合状況に対し

て、「落札率は毎年95%以上で、競争入札を 実施する意味をなさず、必ずしも透明性の強い、かつ、公正な競争が実施されているとは 言えないものと判断される。よって、競争入 札の本来の目的が果たされるように、一般競 争入札を採用するなど、選定方法を改善され たい」と意見を述べている。

これに対して、指摘を受けた側は、「ぎりぎりの積算をしているので、これ以上安くするのは難しいのではないか」(フルーツパーク)、「高い価格で応札した業者に代え、新たな業者を入れるなどしたが、技術に精通しているためか、(同じ)業者が落札してしまう」(北部市場)などと説明。「入札業者の人数を増やすなどして、改善を図っていきたい」としている。(神奈川新聞 07 年 1 月 31 日)

2. 競輪事業

競輪事業でも①車検、審判等の競輪実施に 伴う業務と②広告宣伝業務を委託している。 平成17年度、実施業務は4億1893万円(売 上高割の委託料)、広告宣伝業務委託料は、3 億6594万円であった。これら2つの全く性 質の異なる業務を、競輪の実施事務を取り扱 うことのできる「南関東自転車協議会」に一括 して業務委託している。

監査人の意見は、「異なる業務を一括して 委託することは、業者選定上、容易であるか もしれないが、特定化・既得権化する危険性 が高い。「競輪の実施事務」を委託しなけれ ばならない「南関東自転車協議会」に広告・宣 伝業務も委託すれば、癒着的委託であるとみ なされるリスクがある。広告・宣伝業務は特 段の専門性が要求されると認められないので、 競争性を導入した入札が実施され、競争入札 の本来の目的が果たされるよう選定方法を改 善されたい」と述べている。

3. 川崎市産業振興財団

川崎市産業振興財団は産業振興会館および 新産業創造センターのビル管理業務を委託し ている。委託業者の選定は指名競争入札によっ ているが、一般競争入札でなく指名競争入札 が選択された理由および指名業者選択理由が 明らかにされていない。そして、この場合も それぞれに特定の業者が毎年落札している。 さらに、産業振興財団は平成18年度からこ れら施設の指定管理者に選定されている。管 理業務の多くを再委託している状況をみて、 監査人は業務委託契約の改善を提言している。 これは産業振興財団の問題というよりは、指 定管理者を選任する市の問題である。

4 談合・癒着の原因

これまで見てきたように業務委託契約では、 特定の業者が100%近い落札率で継続して契 約している。形式的には指名競争入札を行っ ているが、これでは随意契約と変わらない。

その理由は、委託する側にも受託する側に もメリットが大きいことにある。業務委託で は、多くの場合毎年同じ時期に同じ仕事を繰 り返して行っている。業務を委託する方から すれば、毎年業者が異なればそのつど指示や 仕上がり具合の確認を行う必要がある。毎年 業者が同じならば、その業務については業者 も精通してくるので、細かな指示や確認の必 要がなくなる。委託する側の人間は人事異動 をするので、委託する側より受託する側のほ うが業務に精通しているということも起こり、 業者に任せておけば安心というおかしなこと も起こりうる。

受託する側は、安定的に仕事を得られることで仕事の段取りが付けやすくなる。スケジュール調整が早めにできるのでより多くの仕事を並行して流すことができる。 さらに特定作業 に必要な工具や用具も何年も使いまわすこと

ができるなどメリットは大きい。

このように考えると業務委託のほうが、建 設工事や土木工事より以上に談合や癒着(官 製談合)の発生する可能性が高くなる。業務 委託の入札結果について監視を強めていく必 要がある。幸い川崎市の入札結果は業務委託 も含めてホームページで公開されているので、 情報を入手することは容易である。しかし、 膨大なデータの分析には多くの人手が必要で ある。ぜひ多くの人がこの問題に関心を持っ て、データの分析に参加することを望む。

ちなみに 18 年度の業務委託の入札結果を 件名 (落札金額) 落札率の順に示すと、浮島 建設事務所清掃業務 (6,260,000 円) 98.9 %、 教育文化会館清掃業務 (20,766,000 円) 99. 0 %、本庁舎清掃業務 (20,400,000 円) 98.9 %と 95 %以上の落札結果がごろごろしてい る。

緑化センターの農場作業管理業務委託年度別比較表

年度	H13	H14	H15	H16	H17
落札率(%)	99.9	99.9	100	99.9	99.9
落札業者	A社	A社	A社	A社	A社
予定価格 内集者数	1社	1社	.1社	1社	1社
予定価格 超業者数	4社	4社	4社	4社辞退	4社

フルーツバークの農場作業管理業務委託年度別比較表

年度	H13	H14	H15	H16	H17
落札率(%)	99.7	99.8	95.2	98.5	95.0
茅札業者	B社	B社	B社	B社	B社
予定価格 内集者數	1社	1社	1社	5社	1社
予定価格 超業者数	1社 3社辞	4社辞退	4社	0社	4社

北部市場の設備保守管理業務委託年度別比較表

年度	H13	H14	H15	H16	H17
莲札率(%)	100	99.98	99.97	99.71	99.89
落札隶者	C社	C社	C社	C社	C社
予定価格 内葉者数	1社	1社	1社	1社	1社
予定価格 超業者數	4社	4社	6社	4社	4社_

北部市場の保安警備業務委託年度別比較表

年度	H13	H14	H15	H16	H17
年度 落札率(%)	100	99.88	99.17	100	99.83
落札隶者	D社	D社	D社	D‡±	D社

北部市場の権裁地管理業務委託年度別比較表

年度	H13	H14	H15	H16	H17
莲札率(%)		100	95.07	100	99,94
落札集者	E社	E社	E社	E社	E社

政務調査費改革の方向 佐々木玲吉

かわさき市民オンブズマンは結成以来 10 年になりますが、数年前より議員政務調査費は問題ありとして話題に上っていました。しかし品川区民オンブズマン、目黒区民オンブズマン諸氏の弛まぬ奮闘により、最近新聞、TV等にその乱脈振りが報道されるようになってきました。

日く

白紙領収書で政務調査費

政調費で家族旅行

胸元をあらわにした女性が表紙の官能小説 代

市議団、長崎視察中に埼玉で昼食!? 市内視察費年3360万円(休日を除き一日 当たり10数万円)等々数え切れない程の あきれた記事、数字もでてきます。中には選 挙費用と思われる使途もあります。

それこそ"ほっとけない"です。

ところで品川、目黒区民オンブズマン諸氏 が政務調査費使用領収書を閲覧出来てわれわ れ川崎市民が川崎市議会議員の政調費領収書 を、共産党、ネット、猪股議員等自ら公開す る会派を除いて閲覧出来ないのは何故なのか? (神奈川県議会、横浜市議会も同じ) 長い間 疑問に思っていましたが、品川区民オンブズ マンの会、田出事務局長に問い合わせて、は じめてその実態が判明しました。それは各自 治体の条例によってその管理が異なっている のです。

川崎市の場合「経費の支出は各会派の代表 者の決定を経て、経理責任者(各会派)が処理する。」・・・条例施行規則第9条となって おり、これらは各会派の私文書ということに なり、一般市民への公開は会派の随意という ことになるのです。 しかし目黒区、品川区の場合は、政調費領 収書は報告書と共に議会事務局が管理保存す ることとなり、それらは公文書ということに なります。請求があれば一般への公開は即座 になされるのです。品川区、目黒区そして越 谷市の自民党、公明党の議員諸氏、条例の作 り方を失敗したと今頃悔やんでいるのでしょ う。

川崎市でも領収書がすべて公開されれば思 うのは私だけではないでしょう。

ところで政務調査費は平成12年の地方自治法の一部改正により、13年4月1日より施行されたものであり、源資は税金であります。これらが選挙で選ばれた議員により、上記のように使われているのですから徹底した改正(廃止も視野に入れて)が必要でしょう。私なりに提案をしてみます。

- 1) 収支報告書にはすべての使途に、たとえ1円であっても領収証を添付する。1件5万円未満は不要などという馬鹿げたことはやめなさい。(仮に20万円の使途があったとする。それを4万円ずつ5枚の領収書にすれば領収書は不要となるのか!)
- 1) 使途明細はすべて適正な支出であったかどうか会計監査の対象とする。
- 1)使途明細書は領収書と共に公文書として議会事務局が管理する。
- 1) 余りに格差のある都市間の予算額を縮小させる (月間一人 60 万円、50 万円等といわれる膨大なものは 1/10 位に縮小させる) 等々です。

以上余りにも当然と思われるマナーも守れず、隠し続けたり、腐敗した意識もない議員 連中(松岡農水相も含めて)そして政党、会派には選挙で鉄槌を与えることが必要です。 それが政務調査費改革、行政改革の最短の道なのです。

以下に私が調べた範囲での県下(県議会も 含む)主要都市の政務調査費一覧を掲載致し 単位千円

県下自治体政務調査費一覧

<i>></i> \ 1		111 -003	<i>// W-1 / C</i>		
政調費	管理	自治体制各政党会	養会事務局 表派	開示可能〇 開示不可×	
自治体名		議員数	一人当たり 政調費月額	一人当たり 政調費年額	合計
神奈川県	×	107	530	6360	680520
横浜市	×	97	550	6600	640200
川崎市	×	63	450	5400	340200
相模原市	×	46	100	1200	55200
横須賀市	×	45	139	1668	75060
大和市	×	29	35	420	12180
藤沢市	0	36	107	1284	46224
平塚市	0	34	50	600	20400
茅ヶ崎市	0	30	40	480	14400
小田原市	0	29	65	780	22620
厚木市	0	27	60	720	19440
鎌倉市	0	28	50	600	16800
逗子市	0	22	20	240	5280
三浦市		18	0	0	0
粉計					1948524

ます。県下すべての議会を集計 すれば、予算規模で 20 億円は超 えるでしょう。そして全国的に はその何10倍という数字になる のでしょうし、その大半が闇か ら闇に流れていると見て間違い ないでしょう。お互い監視の目 を強めていきましょう。

最近における政務調査費関係 の新聞記事も掲げますが必死に なって自らの権益を守ろうとす る彼らの姿が見て取れます。

14版

2007年(平成19年)1月11日

木曜日

۲

活動に支障が出る恐れが について、県議会の中村 見で「公表すれば、議員 省司議長は10日の配者会 覚し問題となっている政 調査費の領収費の公表 農会で不適正支出が発

給している。06年度の年

調。その上で、「領収書

や委員会に出席するたび 況にある」と述べた。 いては「改革が必要な状 支払われる費用弁償につ 究のため、県が、県議1 へあたり月額品万円を支 政務調査費は調査や研 格に処理している」と強 が義務づけられている。

証拠 勝類の 5年間の保存

は』との批判を承知して

る』『実費でいいので

費用弁償は『高すぎ

組みについては「まだ、

議会内での具体的な取り いる」と述べたものの、

呼びかけていない」と話

ある」と述べ、これまで 通り公表しない考えを示 した。一方、県議が議会 されていない。一方、共 トワーク運動は自主的に 産党県議団と神奈川ネッ められ、(領収費など) 費の使途基準は条例で定 領収書を公開している。 中村議長は「政務調査

> れている。中村議長は 1万4500円が支払わ

使途は一般には明らかに 円にのぼるが、収支報告 づけられていないため、 書に領収書の添付が義務 人あたり日頼1万2千~ 費と諸経費として議員1

間交付総額(見通し含 む) は計6億7257万 を公表すると、例えば、 し、公開がすべて書とは う。相手のあることだ 思わない」と述べた。 議員の行き先が出てしま 一方、費用弁償は交通

県議政調費

議長表明 「議員活動に支障

ついては、松沢成文知事 表と費用弁償の見直しに が昨年、中村議長に提案 している。(千葉卓朗)

A THE PROPERTY OF THE PROPERTY 政務調査費の領収書公 2007年(平成19年)3月9日

とする方針だ。政制費は け、異例の「継続審査」

会の理事会は、共産党提

一の『禁じ手』に近い、と ている。「棚上げのため

の見方もできる」と話す 一議会関係者もいる。

8日の都議会運営委員

批判が高まっている。都 使途の実態が不透明で、

一出したのは5回目で、こ一 一協議。同党がこの議案を 一出の条例改正案の扱いを

議会はこれまで、同様の

享月 が配者会見し、議会が とになった。 りし、07年度中に改革案 明確化などの改革を先送 る制度が新年度も締 間6億円以上が、使 自民、民主、公明は18 日、議員1人に月65万円 をまとめるとの声明を発 費について、價収書添付 給)が払われる政務調査 3会派の団長、副 明が無い まま支給 、政党ごとにまとめて支 表務づけによる使途の を書いた声明を発表し や収支報告の方法の検討 金曜日 廃止する」の3項目から を進める」「費用弁債は た。「議員定数の大幅削 に関する申し合わせ事項 務調査費の交付のあり方 このうち、政務調査費 会の会派や議員に支給さ 給されている。 では個収書の写し添付が では仮収音添付が不要 発覚したが、横浜市議会 が辞職している。目無区 がチェックが無いまま支 で、年間6億720万円 義務づけられているため し否決されている。声明 たが、自・民・公が反対 産は昨年12月議会で領収 先送りした格好だ。 要性は認めたが、結論は で自・民・公も改革の必 曹添付の義務化を提案し ネットワーク横浜と共

れている政務調査費につ いて、東京都議会は9日 条例改正案の採決を避 けるとした共産党提出の に開く本会議で、報告書 調査研究のため地方議|議案を再三否決してきた|れまでは自民・公明 への領収書派付を義務づ 領収責務化案採決避け継続審査 が、「先送り」で逃げた 道府県で最高の1議員あ たり月80万円を支給して いる。年間の総額は約9 都は政調費として、都 一主などの反対多数で不 一らさまに否決はで 一採決を避ける見通 してきた。今回は い」との声が出ただ 一套に回すのは異例」とし 改正案を採決せず継続響 都議会議会局は「条例

男団長は ついてい

に廃止に同 廃止に反対 は昨年3月

用弁償について、3会派

置づけで、鎌会出席1日 また、交通費などの位

たと流

E

解を得ら

2007年(平成19年) 1月25日

市議会、改選後に義務付け

屋やスナックでの研究会 けると発表した。「居酒 写しなどの提出を養務づ 支出した場合、領収費の 5月以降、5万円以上を が支給されている政務額 **査費について、改選後の** 11人当たり月に45万円 川崎市議会は24日、職一例を改正するが、今後も一針では5万円未満の支出 も前進させることを優先 一は「さらに基準を下げる 一ついて、雨笠裕洛副議長 た。5万円という基準に あり方についての議論は 続けていくという。 主費の見直しを今年度の 最重点課題」としてい 川崎市議会は、政務 内会やPTAなどの私的 での研究会、研修会▽町 した主な例は次の通り。 とした。指針で不適切と 派で整理して保存する」 に関する領収費は「各会 居酒屋、スナックなど

▽親族の雇用では誤解を の経費▽自動車の車検代 党の宣伝活動▽選挙活動 画やこっとうの購入▽政 外視察▽観光の旅費▽書

市議選立候補予定者に対する公開アンケート集計結果

川口 洋一

川崎市議会議員選挙立候補予定者(76名) に対して、川崎市の土地政策にかかわる問題、 特に無償譲渡した岩手県東和町(現・花巻市) と民間に安値売却した静岡県南伊豆の「2つ の保養施設用地」、ならびに市内全区に散在 する「塩漬け土地」に付いて資料1のように 公開アンケートを行いました。2月28日に 発送し3月10日を締め切りとしました。選 挙の準備に忙しい時期ではあり、記述する内 容の多いアンケートでありましたが、76名 の立候補予定者のうち有効回答は15でした。

また、会派からの一括回答を避けて、候補 者個人の考えを引き出したいために、誠実度 分析を行う用意があることをお知らせしたの ですが、共産党と神奈川ネットワーク運動は 会派の一括回答でありました。

アンケート用紙に一部不備があり無記名回答を寄せられた候補者も数人おりましたので、今回は誠実度分析を見送ることにいたしました。寄せられた回答は深く考えられ、誠実で責任を持って答えられたものばかりでしたので、記名された方および返信封筒からお名前がわかった方については、集計結果(資料2)に氏名を公表させていただくことにいたしました。ご了承ください。

なお、共産党の回答を12名、神奈川ネットワーク運動の回答を4名と数えると29名からの回答数となり、回答率は38%でした。

「2つの保養所施設」について次の4つの 質問をしました。

質問1 当時3箇所の市民保養施設がありました。その上伊豆半島の先端や530kmも離

れたところに市民保養施設の必要性を認めま すか。

答え イ. 認める

ロ. 認めない

ハ、わからない

質問2 東和町の土地は無償で、南伊豆の 土地は5600万円で民間に売却されました。 これらの事業は失敗であったと考えますか。

答え イ. 失敗

ロ. 失敗ではない

ハ、わからない

イと答えた方への質問 失敗の原因は次の どれだと思いますか。

答え イ、計画が杜撰であった

ロ. 計画した時期が悪かった

ハ. 市の意思決定が遅い

ニ. その他(具体的に:)

質問3 これらの失費の原因をただし、再 発防止するために必要な方策は何であると考 えますか。

答え イ. 百条委員会の設置

ロ. 市の内部監査に任せる

ハ、市民参加による究明委員会を設置す る

ニ. その他(具体的に:)

質問4 これらの事業を企画立案し、実行 に当たった市長以下市職員の主だった者の責 任を追及する必要があると思いますか。

答え イ. ある ロ. ない . カ. わからない

回答の圧倒的多数がこれらの保養所施設の 必要性を認めていないことです。そして回答 者の大部分が、これら事業は失敗であったと 考えています。原因究明と再発防止の策とし て百条委員会を設置する回答の選択は余り多 くなく、原因究明はさておいて再発防止策を 考えていこうという回答者が多く見受けられ ました。そのことと関連して、これら事業の 計画・実行に当たった市長及び市の幹部の責任追及についても、責任の追及より再発防止のため議会で考えていこうということのようです。

「市内塩漬け土地」については、次の5つ の質問をいたしました。

質問1 有効活用できず塩漬け土地となった原因はどこにあると考えますか。

答え イ. 事業計画が杜撰であった

ロ. 取得時に議会のチェックがない

ハ. その他

質問2 水江町の土地は市の「第3次総合的土地対策計画書」では、関係法令の改正を踏まえて処分方針を決定することとなっており、具体的な指針は示されておりません。路線価により算定したこの土地の含み損は、193億8000万円と巨額であることが『平成17年度包括外部監査報告書』に記されています。この土地の処理についてのご意見を簡潔にお書きください。

質問3 塩漬け土地にかかわる事業を企画 立案し、実行に当たった市長以下市職員の主 だった者の責任を追及する必要があると思い ますか。

答え イ. ある ロ. ない

ハ. わからない

質問4 塩漬け土地を活用していくために どのような方策が考えられますか。

- 答え イ. 議会に塩漬け土地活用の特別 委員会を設置する
 - ロ. 市民参加の塩漬け土地活用会議を作る
 - ハ. 市の公有地総合調整会議にまかせる
 - 二. その他

質問5 土地開発公社は今後も必要であると考えますか。

答え イ. 必要である ロ. 必要ない ハ. わからない

塩漬けとなった原因としては「事業計画が 杜撰である」と「取得時に議会のチェックが ない」を合わせると大多数となります。議会 のチェックなく土地の先行取得できる土地開 発公社は今後は必要ないと考えている回答者 が大多数を占めています。なお、200億円近 い含み損を抱える川崎区水江町の土地の活用 については回答者の皆様もあまり良い知恵が 浮かばないようでした。

最後に、ある候補者からの回答の欄外に次のようなコメントが着いていたのが印象的でした。「街づくりの問題で、本庁の関係者と話をした折に塩漬け土地には必ずいずれかの議員とのからみがあるといっていました。この部分のチェックをしない限り、塩漬け土地となるものを買わされるということは続いていくと思います。」

なお、詳しい集計結果はホームページに公 開してありますのでご覧ください。

疑惑の王禅寺の土地

「市が再取得した土地開発公社の土地」の情報公開

江口 武正

1. 買い取り額

川崎側に道路がない「王禅寺」の土地開発 公社の疑惑の土地が昨年の末の12月27日に 川崎市が約10億円(正確には1,001,825,35 6円)を支出し買い取った。譲渡日は平成19 年1月31日となっている。 取得原価は約6億1980万円の土地代を筆頭 に樹木伐採241万円、等の合計で6億2280 万円である。また、利息が3億7300万円で あり、事務費が625万円の大盤振る舞いとなっ ている。

土地代と取得価格の差、約3億8000万円 は全くの税金の無駄遣いになる。当初の取得 理由が代替土地であり、その観点で考えると 今回の取得費10億円そのものが無駄遣いと 言えなくもない。

2. 用途変更理由

今回の情報公開において一番の問題は取得目的が変更されているのにその理由書の類が全く無い点である。市側の説明は「総合土地対策計画書」に変更が記載されておりその計画は確定と考えられるので、その計画をただ実施しただけで特別なきっかけはいらないとの説明である。

だが計画書で王禅寺の土地は

- 1)「土地開発公社の経営の健全化に関する計画書」平成12年9月では「緑地保 全地区に用途変更し、市が再取得」処分 年度平成17、事業予定年度平成23まで
- 2)「第2次総合的土地対策計画書」平成 16年2月作成では「緑地として市が再 取得」処分年度平成17
- 3)「第3次総合的土地対策計画書」平成 18年2月では「緑地保全地区に用途変 更し、市が再取得」処分平成18

とそれぞれ記載されている。

第2次計画において17年に再取得が明記されていたにもかかわらず、その際は取得せず、18年は計画通り実施している。この点から考えても再取得においては何らかの命令がなければ実施できないものと容易に推察される。不明瞭な手続きと言わざるを得ない。計画書作成時での目的変更についての検討内容を新たに情報公開請求した。

3. 予算

予算は一般会計の環境費の中の「特別緑地保全地区等用地取得事業費」(単独事業)で川崎市が約8億3600万円、「特別緑地保全地区等用地取得事業費」(補助事業)で約1億6600万円を計上している。これは健全化対策で国からの補助が出ていることを示しているが、割合としては大きなものでない。実際は川崎市債を発行して対処しているのだが、目的別に行っていないため一般会計の中に埋没し、土地開発公社の厄介なお荷物が忽然と消えてしまう魔法の手法である。

4. 議会の関与

この王禅寺の土地の買取りに関しては議会での承認を必要と考えていたが、8億円以上かつ1万㎡以上でないと議会にかける必要はないそうである。私は土地開発公社が購入するときは議会が無関係と考えていたが、川崎市が再取得する時も議員には無関係に事が進めれているのだ。市長が抗議文まで出して土地の有効性を主張した懸案の土地を買い上げるのに議員には相談も説明もしないですませる行政の仕組みに唖然としてしまった。

5. その他

古沢の土地、黒川の土地についても再取得 されておりその情報公開請求を行った。 や はり、他市との境界に存在する土地であり目 的を変えて、今の状況を残すようであり問題 があるが別の機会にしたい。



18川財庶第619号 平成19年2月20日

かわさき市民オンブズマン

事務局長 川 口 洋 一

代表幹事 篠 原 義 仁 様

同 江口武正 様

同 清水芳治 様

様



川崎市長 阿部孝

損失補償問題の是正を求める申し入れに対する回答について (回答)

平成19年2月6日付けで申し入れのありました損失補償問題の是正を求める申し入れにつきまして、別紙のとおり回答いたします。

なお、当該回答に対する問い合わせにつきましては、次のとおりお願いいたします。

申入れ第1 財政局財政部財政課

申入れ第2 財政局管財部土地審査課

(財政局財政部庶務課担当)

別紙

申入れ第1

川崎市としてKCT住民訴訟で違法として断罪された、土地開発公社を除く、 第三セクターの損失補償契約(協定)を直ちに解消すること及び今後は同種の 損失補償契約を締結しないこと

回答

今後とも事業の公共性などを考慮し、適切に対応してまいります。

申入れ第2

法律上の根拠はあるものの、その実態が前述したとおり危機的状況を呈している土地開発公社の保証契約について、その抜本的解決策をただちに策定すること

回答

平成18年6月に総務省に認められた土地開発公社の経営の健全化に関する計画に基づき、土地開発公社保有土地の簿価総額の着実な軽減を図ってまいります。

編集部のコメント

上に掲げてあるのが私たちの申入れに対する市の回答のようです。 申入書はホームページにありますからご覧ください。私たちの質問 に触れ合わないように作文していて回答の格好をしている姿が良く 分かる文章です。納得できないので私たちは3月7日改めて申入れ しましたが3月31日現在、市からの音沙汰はありません。



トルコ紀行 その8

シデ(スィデ)からコンヤへ (9日目)

望月文雄

シデ

アンタルヤからシデに来たのは、コンヤ、 カッパドキアへ行く方面の主要な遺跡の町で、 近くにシルクロードの隊商宿が存在するとい う理由からだ。

シデの歴史もかなり古く、紀元前 600 年頃 はアイオリス人〈古代ギリシャ人)の植民地 で、アレキサンダー大王に制覇され、後、ク レオパトラとマルクス・アントニウスが密会 場所として選んだという言い伝えが残る風光 明媚な町だ。

シデに来て驚いたのは古代の遺跡の真ん中を大きな現代道路が貫いていることだった。 道ばたに遺跡がゴロゴロしている、アスファルト舗装の道路を大型トラックや自家用車がトルコ流儀の猛スピードで突っ走る。道路を横断して反対側の遺跡を見にいくことなぞとても出来ない。歩道も遺跡のなかに造られているという感じだ。日干し煉瓦の側壁や大理石の支柱が立っていたり、転がされたりしている。道の北側には地中海が迫っていて、青い海が見え隠れしている。ふと、文明てなんだろうなどと思ったりしてしまう。

バス移動3時間半、私たちはコンヤに到着。 コンヤという街は宗教色の強い街で、飲酒は 禁止。ガイドはここの市民の二重人格をユーモラスに語る。「でも市民は夜になると自家 用車で郊外に出て、缶ビールを飲むんですよ。 夜通しね。翌朝すまして帰宅するんだ」と。 彼も割礼をうけているイスラム教徒だが、最 近はジャミィに行くことは殆ど無いと言う。

コンヤ

コンヤという町の歴史は非常に古いようだ。 紀元前 6800 年頃は近隣のチャタル・ホユク で生活共同体の存在が、4000 年前のはヒッ タイト人はこの町をクワンナと呼び、フルギ ア人はコワニア、ローマ人はイコニオムと、 トルコ人はコンヤと呼んでいる。(前出ロン リープラネットより) イコニオムという名前 がコンヤの旧名であると知れば、もっと自分 に合った場所を探せたのかも知れない。

新約聖書に記載されているイコニオムという地名は、使徒行伝13章51節、14章1・19・21節、16章2節、テモテへの第二の手紙3章11節だ。象徴的な箇所として初出の節を引用しよう。「ふたりは、彼らに向けて足のちりを払い落として、イコニオムへ行った」。この記事はピシデヤのアンテオケ(アンティオキア・イン・ピシディアは現在ヤルヴァチュといい人口3万人強)での迫害を避けた記事だ。ピシデヤのアンテオケ、イコニオムとその周辺でのパウロとバルナバの活動は使徒行伝13~14章に詳しく記述されている。

コンヤで最初に案内されたのは、メヴラーナ博物館(イスラム神秘主義=旋舞教団の一派であるメヴィレヴィー教団の創始者メヴラーナ・ジェラールッディン・ルーミーの霊廟だった)。博物館内に入るのも気が引けるような人出。勿論土足厳禁の霊地だ。廟内は入口を含め幾つかに区分されていて、中心は彼と息子スルタン・ヴェレドの石棺で、大きなターバンが巻かれている。メヴラーナの遺品(衣



メヴィラーナ博物館の庭に置かれた有名人の墓標

類・楽器・礼拝用絨毯など)や幾種類もの豪 華な装飾のコーランの陳列室、衣装、使って いた絨毯や装飾用のものなどが区分けて陳列 されている。どの区分も満員で、ガイドする 人も大勢。注意を怠ると、自分のグループが 分らなくなる。人いきれも強い。

廟の後ろ、北側は有名人の墓標が列をなしている。その西側は別棟で、地域の歴史性のある特産物の陳列室だ。修行僧の生活を表した人形は記憶に残っていない。その後、案内されたカラタイ博物館(カラタイ神学校)だが、記憶が消えてしまっている。その晩、ホテルの近くにあるデパートに接続しているスーパーマーケットにカメラを持って入場し、店内をスナップし始めたら、店員に止められた。「店内は撮影禁止です」と。陳列方法などのスパイ行為と見なされたのだろうか。

役得の余生 望月 文雄

平成 18 年度包括外部監査報告書による川 崎地下街の結論部分は、「5 年間で計算上の 支払利息 476 百万円のほか、税金の支払額 1 94 百万円、合計 670 百万円の経済的負担を 行っているのは、川崎市民の立場に立つと不 合理は経済的行為であると考える。

多少なりとも利息を付すなり、あるいは平成18年3月31日現在川崎市からの融資金4,248百万円を上回る5,103百万円の有価証券を保有しているので、一定の金額の繰上げ返済(償還)を促すべきものと考える。しかし、実際のところ神奈川県からの無利息融資1,443百万円(平成18年3月31日現在・川崎市からの融資金4,248百万円に含まれている)を受けていることや、無利息融資が民間金融機関等への外部信用補完の役割を果たしていることもあって、単純に有利息融資に切り替えることはできないということである。」と歯切れの悪い状況を呈しています。

わたしは、異なった面から、メスをいれて みます。川崎市出資法人の現況の平成11年 度以降の社長・会長の記事を調べてみました。

平成 11 年度 代表取締役社長 深瀬幹男 (助役)

平成 12 年度 代表取締役社長

深瀬幹男 (助役)

深瀬幹男 (助役)

平成 13 年度 代表取締役社長

平成 14 年度 代表取締役社長

深瀬幹男

平成 15 年度 代表取締役社長

深瀬幹男

平成 16 年度 代表取締役社長

深瀬幹男 (元助役)

平成 17 年度 代表取締役社長

*深瀬幹男 (元助役)

平成 18 年度 代表取締役社長

*東山芳孝 (元副市長)

平成 18 年度 取締役会長

*深瀬幹男 (元助役)

このリストで異常な点の1つは常勤の印で ある*が平成16年度までないということで す。現役の助役時代でしたら、*を付すこと は出来ないでしょう。助役の仕事が優先されますから。それが平成17年度から付されはじめました。何故でしょうか。オンブズマンの監視の目を意識し始めたということでしょうか。

異常な点2は株式会社組織ではない出資法 人への天下りには厳しい制限が行われ、年収 制限(年収500万円以下)、勤続制限(2年 まで)という制約がありますが、川崎市の出 資を受けていても株式会社であればその制限をうけません。さらにこの深瀬幹男は2003年春に動三等瑞宝賞を授与されました。

川崎地下街の前名「川崎開発興業」(株)が昭和33年9月に東口広場の地下専用許可申請をおこないましたが、その時の市長は金刺不二太郎で、深瀬幹男は市職5年位でしょう。極まれな役得余生を得た元地方公務員というべきでしょうか。

ガわさき市民オンブズマン総会のご案内

第 | | 回総会を下記の要領で行います

日時 2007年5月12日 (土) 午後 | 時30分開会 (開場 | 時)

場所 大山街通ふるさと館 (高津区溝口3-13-3 ***814-0250)

最寄り駅 JR 南武線「武蔵溝ノ口駅」7分東急田圏都市線「溝の口駅」から徒歩7分車急田圏都市線「高津駅」から徒歩5分

特別報告

政務調査費はどんちゃん騒ぎの元手(仮題)

ビデオ上映と現地からの報告 品川区民オンブズマンの会フロアから 川崎市の政務調査事条例について

総 会 活動報告 決範・予範鑑護

活動方針案模討 新年度役**興選**出等

当日配付する資料代を頂きます

連絡先 川崎合同法律事務所 #211 - 0121

編集後記

○3月20日に告示された県知事に続き30日には県会、市町村議会の議員の選挙告示。この号は選挙戦たけなわの4月2日に発行します。本誌には投票の参考資料がぎっしり詰まっていると思いますが、皆さん如何でしょうか。今の衆議院を見ても分かるように規範意識なぞどこ吹く風と言わんばかりの大臣が国民に規範意識を説くような漫画がまかりとおるのも国民が選んだ議員の数の結果ですから、選挙は大事です。

○川崎では有権者に市議会議員の立候補予定者の皆さんの政見を知ってもらうために各区で候補者と語る会が開かれましたが、有権者の参加はいま一つでした。それだけに選挙結

果が心配です。

○市長への申入れとその回答、ホームページを見ていただければいいのですが、余りにも無残な回答なので、取り上げました。こんなことがあると多くの市民に知ってもらうにはどうしたらいいのでしょうか。

○5月12日はかわさき市民オンブズマンの 第11回総会です。テレ朝で取り上げられ政 務調査費に全国民の関心を惹きつけた品川区 民オンブズマンの会代表に政務調査費がどん な風に使われていたかを詳しく報告してもら います。今回の総会はこれを聞くだけでも参 加する価値があります。普段は会費で支えて 下さっている会員の皆さん、騙されたと思っ てご参加ください。 (清水)

会計報告 2006年4月1日~2007年3月31日

一般会計

一般会計			
収入(円)	支出	(円)
前期繰越	768,188	会報発行費	98,714
会費	417,000	コピー代	20,168
資料販売	8,400	情報公開請求	11,320
寄付金	46,000	会場費	30,000
利息	70	訴訟経費	2,550
合同法律預り金清算	329,526	旅費交通費	245,100
		事務用品費	733
		通信費	10,500
		備品消耗品費	50,000
		図書費	0
		全国会費	10,000
		講師料	0
		H P 管理費	5,000
		雑費	1,920
		市民のつどい援助金	29,919
収入合計	1,569,184	支出合計	515,924
		残高	1,053,260
訴訟積立金			2,000,000

^{*}以前、談合事件などで勝訴した際のカンパ金が川崎合同法律事務所会計に入金されており、そこから訴訟資料のコピー代等を支出していました。この度、これを本オンプズマン会計に一本化することにして清算をしたところ、預り金 329,526 円が戻ってきました。

^{*}昨年 10月 28日に、特に塩漬け土地問題について「こんな税金のムダ遣い、許せますか!川崎市民のつどい」を行いました。このつどいに対して、援助金 29,919円 を支出しました。

今後の予定

月例会議·学習会 いずれもどなたでもご参加いただけます。

4月 2日	(月)	会報第58号印刷・発送	13:30	中原区役所
4月17日	(火)	第12回拡大幹事会	18:30	中原市民館
5月 6日	(日)	この週総会用「資料集」など作	乍成	
5月 8日	(火)	10.28つどい実行委員会	18:30	ふるさと館
5月12日	(土)	第11回総会	13:30	ふるさと館
5月25日	(金)	会報第59号原稿/切日		
6月 1日	(金)	会報第59号印刷・発送	13:30	中原区役所予定

第11回総会は大山街道ふるさと館で大山街道ふるさと館で5月12日午後1時30分から開催します。 ご参加下さい

発行 かわさき市民オンブズマン

所在地 郵便番号210-8544 川崎市川崎区砂子1丁目10番地2 ソシオ砂子ビル802 川崎合同法律事務所内 電話 044-211-0121 FAX 044-211-0123 振替 00270-3-85629

http://www.kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp/ E-mail:esihara28@kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp

会報第58号 編集スタッフ 清水芳冶・佐々木玲吉 2007.4.2.